

概要版 第Ⅰ期 阿賀野市こども計画

第Ⅰ章 計画策定にあたって

阿賀野市こども計画の位置付け

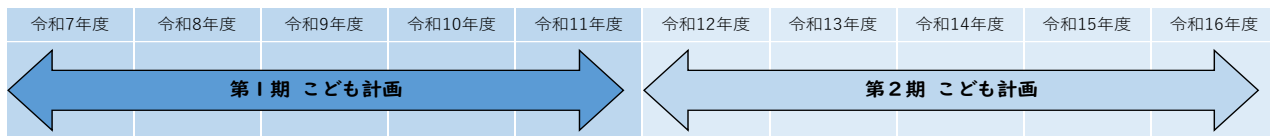
本計画は、こども基本法に基づき、阿賀野市における「市町村こども計画」として、「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である“こどもまんなか社会”の実現を目指し、地域社会全体でこども施策を推進するために策定するものです。

なお本計画は、「阿賀野市総合計画」の個別分野計画として位置付け、総合計画の方向性を踏まえ、策定・進捗管理を行います。加えて、他の関連する個別分野計画との整合性を図ることとします。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変更等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



基本理念

－ こども・若者の笑顔があふれるまち あがの －

次代を担うすべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として様々なこども施策に取り組むことが重要です。

こうした状況に対応していくために、本計画では、これまで推進してきた「子どもも 親も 地域も 輝きあふれる都市(まち)」の基本理念を継承し、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整備していきます。こどもや若者が期待する「楽しく」「安心して」過ごせるまちを目指して、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて親が喜びや生きが



いを感じながら子育てができるまちづくり、すなわち、すべてのこども・若者が明るく笑顔があふれるまちづくりを進めます。

阿賀野市では、基本理念の実現に向けて、こども・若者に関する現状・課題を整理し、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、関係者との連携により切れ目のない支援体制を構築し、こども・若者施策のより一層の充実を図っていきます。

計画の体系

本計画では、「基本目標Ⅰ こどもが笑顔で健やかに成長できるまちづくり」「基本目標Ⅱ こども・若者が自分らしく自立し躍動できるまちづくり」「基本目標Ⅲ こどもたちが夢や希望を持ってはばたけるまちづくり」をもとに、阿賀野市のすべてのこども・若者を包括的に支援します。

第2章 子ども・子育て支援事業計画

基本目標Ⅰ こどもが笑顔で健やかに成長できるまちづくり

基本施策（１）親とこどもの健康の確保及び増進

安心して出産・子育てができるよう、妊婦向けの支援を充実するほか、こどもが健やかに成長・発達できるよう、母子保健事業の充実を図ります。

基本施策（２）仕事と子育ての両立支援の充実

子育て中の保護者が職場生活と家庭生活を両立できるよう、延長保育、一時預かり保育、放課後児童クラブなど、教育・保育サービスの確保に努めます。

基本施策（３）こどもの個性と創造性を育む教育環境の整備

児童・生徒一人一人が基礎学力の向上や幅広い知識を身につけるとともに、豊かな心を育むことができるよう、学習支援の充実を図ります。

基本施策（４）子育て家庭へのきめ細かな支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在行っている事業を含め、より一層の充実に向け取組を進めます。

基本施策（５）地域における子育ての相談・支援の充実

子育てを取り巻く様々な問題に対処するため、地域子育て支援拠点事業を中心に、子育て家庭への支援を図っていきます。





教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法により、自治体には、保護者やこどもが地域の実情に応じて、居宅より容易に移動することが可能な教育・保育提供区域の設定が義務付けられています。

本市では、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域は市内全域を1区域とし、取組を進めます。

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業について

すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、本計画では、教育・保育事業のほか、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業など19の地域子ども・子育て支援事業について事業の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期について定めています。

放課後児童等の居場所の充実について

すべてのこども・若者が年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支え、「居場所づくり」を推進します。

居場所を新たにつくるだけでなく、すでに居場所的役割を果たしている児童館等の地域にある多様な施設を活用することも視野に入れ、こども・若者の声を聴きながら、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取組めます。

第3章 こども・若者育成支援計画

基本目標Ⅱ こども・若者が自分らしく自立し躍動できるまちづくり

基本施策（1）自分らしく社会生活を送るための支援

こども・若者が、心の豊かさや人間性を養い、能力を発揮できるよう、こども・若者自身が主体的に学ぶ機会を充実させます。

基本施策（2）困難を有するこども・若者やその家庭への充実

こども・若者の立場に立った相談しやすい体制を整備します。また、不登校や中途退学者が将来自立して生活することができるようにするための支援を推進します。

基本施策（3）ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについての認知度向上のため、広く周知・啓発を行います。



第4章 こどもの貧困対策

基本目標Ⅲ こどもが夢や希望を持ってはばたけるまちづくり

基本施策（１）教育の支援

こどもたちの学ぶ機会や希望する進学の実現を支援するため、学校内外での教育活動の充実を図るとともに、教育にかかる経済的負担の軽減に取り組めます。

基本施策（２）生活の支援

子育て世帯が安心して子育てできるよう、子育て環境や保育環境の整備をするとともに、こどもと保護者の不安が軽減できるよう各種相談体制の充実を図ります。

基本施策（３）保護者に対する支援

就労による生活の安定に向けて、働く場の確保や技能習得や資格取得のための支援の充実等を図ります。

基本施策（４）経済的な支援

世帯の生活状況に応じた給付事業などの生活支援を確実にを行い、経済的に困難な状況にある世帯の生活基盤を支えます。また、経済的支援につながる多様な制度等、情報の一層の周知を進めます。

基本施策（５）支援体制の整備

こどもや保護者、世帯の抱える問題を適切に把握し、必要な支援へと確実につなげるために、市や関係機関等が連携して支援体制の整備を図ります。

第5章 計画の推進

計画の進行管理

本計画に位置付けた取組を効果的に推進するため、PDCAサイクルに基づき事業の進捗状況を把握します。また、進捗状況については、「阿賀野市子ども・子育て会議」において、毎年度点検・評価を行います。

発行：阿賀野市 編集：阿賀野市 民生部 社会福祉課

〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

TEL. 0250-62-2510（代表） FAX. 0250-61-2036

※計画書は市のホームページで公開しています

阿賀野市HP <https://www.city.agano.niigata.jp/>



第1期阿賀野市
こども計画



阿賀野市
子育て支援サイト

